

島牧村太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

（目的）

第1条 このガイドラインは、島牧村において太陽光発電施設及びその附帯設備の新設、増設及び事業内容の変更（以下「施設の設置等」という。）を行う事業者に対し、施設の設置等に係る計画を立案する段階から太陽光発電事業を実施する期間（設置、設備の維持管理、撤去及び処分）について、災害の防止、良好な景観保全、生活環境の保全、地域との関係構築を図るために配慮事項を示し、適正な事業が行われることを目的とする。

（定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその付属で、その出力が10kW以上の発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kW以上となる場合を含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 事業者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業に関わる次に掲げる者をいう。
ア 機械製造又は設計を行う者
イ コンサルタントを行う者
ウ 施設の設置等を行う者
エ 発電事業を行う者
オ 保守点検又は維持管理を行う者
カ 太陽光発電施設の譲渡又は承継を受けた者
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 関係地域住民 事業区域の地域の次に掲げる者をいう。
ア 土地の所有者又は使用者
イ 家屋の所有者又は使用者
ウ 自治会等の代表者
- 2 前項に定めるもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語の意義は、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び関係法令等において使用する用語の例による。

（対象地域）

第3条 このガイドラインの対象地域は、島牧村内全域とする。

(設置を避けるべきエリア)

第4条 法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、景観、生活環境等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域を「設置を避けるべきエリア」として、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第5条 事業者は、施設の設置等を行う場合は、関係法令、条例等及び資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、民間団体が作成する太陽光発電に関するガイドラインや解説書、規格、安全関連情報等を各事業者の責任の下で確認すること。

2 改正、改訂等が適宜行われることから、最新版を確認すること。

(施設の設置等に係る配慮事項)

第6条 事業者は、施設の設置等を行う場合は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 関係地域住民との協調を保ち、良好な生活環境を害することのないように十分に配慮すること。
- (2) 災害を防止するため、次に掲げる対策を施すよう配慮すること。
 - ア 盛土、切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策に係る措置を講ずること。
 - イ 盛土、切土をする場合で地下水によりかけ崩れ、土砂流出のおそれがある場合は、事業区域内の地下水を排出する排水施設の設置等その対策に係る措置を講ずること。
 - ウ かけ地の地域に設置する場合は、かけ肩からの離隔、かけ肩沿い排水設備の設置等によるかけ地の崩壊対策に係る措置を講ずること。
 - エ 湧水がある場合には、地下排水管の設置等その対策に係る措置を講ずること。
 - オ 地盤が軟弱な場合は、事業区域並びに区域外での隆起や沈下が生じないよう、地盤改良、擁壁の設置、土の置換及び水抜き等の対策に係る措置を講ずること。
 - カ 降雨等により土砂の流出や山腹崩壊等の山地災害が懸念される地域では、擁壁などの対策に係る措置を講ずること。
 - キ 集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策に係る措置を講ずること。
- (3) 圧迫感、騒音・振動及び熱風に対する対策に係る措置を講ずること。
- (4) テレビ電波、ラジオ電波及び消防救急デジタル無線等に影響を及ぼさないための対策に係る措置を講ずること。
- (5) 動植物への影響に十分配慮し、その影響への対策に係る措置を講ずること。
- (6) 施設の設備等に係る計画は、地域の自然、歴史的環境及び周囲の景観と調和した良好な環境の形成に努める内容を盛り込んだものとすること。
- (7) 敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により公共的な場所から直接みえないような対策に係る措置を講ずること。
- (8) 太陽電池モジュールは次に掲げる事項に配慮すること。

- ア 色彩は、低反射で黒色又は濃紺色であること。
 - イ 低明度かつ低彩度であること。
 - ウ できるだけ模様が目立たない物であること。
- (9) 太陽光発電施設の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないような対策に係る措置を講ずること。
- (10) 太陽光発電施設及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観を害し又は公衆に対し危害を及ぼさない最小限の広告物のみを表示すること。
- (11) 太陽光発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響を発生させない対策に係る措置を講ずること。
- (12) 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、関係地域住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (13) 工事の際の工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地域住民から、さらなる安全確保についての要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(太陽光発電事業に係る配慮事項)

第7条 事業者は、太陽光発電事業を行う場合は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応を図ること。
- (2) 設置した太陽光発電施設は、関係法令及び次に掲げる維持管理に伴う配慮すべき事項に基づき適切な措置を行うものとする。
 - ア 太陽光発電施設において、施設の破損、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡を取ることができるように、太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。
 - イ 事業者は、外部から容易に太陽光発電施設に触れることができないように、太陽光発電施設と柵塀等との距離を空けるようにした上で、敷地内に事業関係者以外の者が、構内に容易に立ち入ることがないような高さの柵塀を設置するなど適切な安全対策をとること。
 - ウ 太陽光発電施設については、定期的に保守点検を行い、その性能を保持するよう整備すること。
- エ 太陽光発電施設及び敷地については、定期的な除草及び清掃を行い、周辺環境の美化に努めること。また、生息・生育する動植物保護のため、除草剤や殺虫剤、融雪剤、土壤硬化剤等の使用は控え、必要最小限度の草刈りに留めること。
- オ 自然災害、その他の事由により太陽光発電施設に破損又は事故等が発生した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。
- カ 太陽光発電施設を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状回復に努め、責任をもって適切な措置をとること。この場合において、太陽光発電施設を撤去する場合は、関係法令等に基づいて、適切な処理を行うこと。

キ 火災、地震等など、様々なリスクに対応した、太陽光発電設備の保険加入に努めること。

(3) 事業を承継する場合は、承継する太陽光発電施設の管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(事前協議)

第8条 事業者は、施設の設置等に着手する前（施設の設置等に係る森林伐採、土地造成等の設置に向けた準備をいう。以下同じ。）に、施工及び維持管理等に関する事業の計画について村に事前協議を行うものとする。

(住民説明会の実施)

第9条 事業者は、施設の設置等を行う場合は、次条で定める届出書を届け出る前までに、関係地域住民を対象とした説明会（以下「住民説明会」という。）を開催するとともに、発電事業に対する意見の把握及び事業の周知に努めるものとする。ただし、社会情勢等により住民説明会の開催が困難な場合、事業区域の関係自治会等の代表者と協議のうえ、関係地域住民を対象とした回覧、ポスティング、戸別訪問等をもって住民説明会の開催に代えることができるものとする。

- 2 住民説明会は、関係自治会等の代表者と協議のうえ、第2条第1項第5号に掲げる関係地域住民に対して実施すること。
- 3 事業者は、前項に規定する住民説明会を開催したときは、住民説明会の概要、提出された要望及び意見について、住民説明会概要報告書（別記様式第1号）を作成し、島牧村に報告するものとし、報告後における住民説明会も同様とする。
- 4 事業者は、関係地域住民の要望及び意見を尊重し、迅速かつ誠実な対応をし、その改善を図るものとする。
- 5 事業者は、関係地域住民の要望及び意見について、自治会等の代表者との間で当該要望事項等に係る双方の同意事項を書面で締結することが望ましい。
- 6 住民説明会開催の後、施設の設置等に着手するまでの期間が1年以上経過した場合においては、再度住民説明会を開催することとする。

(計画の届出)

第10条 事業者は、太陽光発電施設の設置に係る各種法令に基づく申請及び当該申請に対する承認を得た後、施設の設置等に着手する30日前までに、島牧村太陽光発電施設計画届出書（別記様式第2号）を島牧村に届け出るものとする。

- 2 事業者は、太陽光発電施設の設置に係る一連の管理体制におけるフロー図を島牧村に届け出るものとする。また、変更があった場合同様とする。
- 3 前項で定める計画の届け出の後、施設の設置等に着手するまでの期間が1年以上経過した場合においては、新たに届け出るものとする。

(変更の届出)

第11条 事業者は、前条の届出の内容を変更するときは、島牧村太陽光発電施設計画変更届出書（別記様式第3号）を島牧村に届け出るものとする。

（設置工事完了の届出）

第12条 事業者は、太陽光発電施設設置工事の完了後、14日以内に島牧村太陽光発電施設設置工事完了届出書（別記様式第4号）を島牧村に届け出るものとする。

2 事業者は、太陽光発電施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに島牧村太陽光発電施設設置の事故報告書（別記様式第5号）を島牧村へ提出すること。また、運転維持等の障害が発生した場合も同様とする。

（事業者の変更の届出）

第13条 太陽光発電事業に係る事業者が変更となった場合（社名変更、事業の承継、事業用地の分譲も含む。）は、速やかに島牧村太陽光発電施設事業者変更届出書（別記様式第6号）を島牧村に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第14条 事業者は、届出を行った太陽光発電施設の計画又は事業等を廃止するときは、廃止する日の30日前までに、島牧村太陽光発電施設廃止届出書（別記様式第7号）を島牧村に届け出るとともに、責任をもって太陽光発電施設を撤去すること。

2 発電事業の終了から撤去までの期間においては、倒壊等により周辺に危険が及ぶことがないよう必要な措置を講ずること。

（報告）

第15条 島牧村は、このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項について設置者から報告を求めることができるものとする。

2 事業者は、定期点検、緊急点検などを行った時は、点検後速やかに点検結果を島牧村へ提出し、当該施設の状況を共有することとする。

（ガイドラインの見直し）

第16条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて隨時見直すものとする。

（指導及び助言）

第17条 島牧村は、このガイドラインの目的を達成するために必要と認めるときは、事業者に対し、設置事業について必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

（その他）

第18条 事業者は、太陽光発電施設の設置等にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を島牧村に報告すること。

- 2 このガイドラインの目的を達成するため、島牧村は発電事業の概要等について設置区域に存する地区会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対し、聴取すること、及び情報提供することができる。
- 3 このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画であって、注意喚起の観点から情報提供が必要なものについては、島牧村は、保有する情報を公表することができるものとする。
- 4 このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に関し必要な事項は、島牧村が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和7年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）以前又は30日後までに工事に着手する太陽光発電施設における第10条中「施設の設置等に着手する30日前までに」及び変更又は廃止する太陽光発電施設における第14条中「計画又は事業等を廃止するときは、廃止する日の30日前までに」とあるのは、「施行日以後速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 施行日において、現に工事に着手している事業者は、第5条、第6条並びに第7条に掲げる事項について配慮することとし、第8条及び第9条の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る住民説明会を開催した場合は、第9条第2項に規定する届け出を速やかに行うものとする。